

○人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則

平成12年3月2日

規則第4号

改正 平成15年4月1日規則第11号

平成16年3月1日規則第5号

平成17年3月31日規則第3号

平成19年3月23日規則第1号

平成23年3月25日規則第5号

平成27年3月25日規則第20号

平成30年3月2日規則第9号

令和5年3月22日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、人権文化のまちづくりをすすめる条例（平成11年豊中市条例第10号）第5条の規定に基づき、人権文化のまちづくりをすすめる協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成12年3月3日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成15年4月1日規則第11号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月1日規則第5号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後この規則による改正後の人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項第2号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月2日までとする。

附 則 (平成17年3月31日規則第3号抄)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第5号抄)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第20号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日規則第9号)

この規則は、平成30年3月3日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日規則第14号抄)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。